

## 信州大学教育学部と長野市立長野高等学校との連携に関する協定書

信州大学教育学部（以下「甲」という。）と長野市立長野高等学校（以下「乙」という。）は、甲と乙の教育に係る包括的な連携及び協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲と乙の教育の充実及び発展を図り、もって地域社会に貢献する有為な人材の育成に寄与することを目的とする。

### （連携協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携及び協力する。

- 一 甲に所属する教員等の乙への派遣に関する事。
- 二 乙に在学する生徒の甲が開講する授業等への参加に関する事。
- 三 特別活動及び部活動等における甲に在学する学生と乙に在学する生徒との交流活動に関する事。
- 四 甲に在学する学生の乙における教育実習生としての受入れに関する事。
- 五 教育上の諸課題に対応する情報交換及び研究等に関する事。
- 六 その他甲と乙が必要と認める事項

### （実施）

第3条 前条各号に掲げる連携協力事項の具体的な実施については、甲と乙両者の合意に基づき、別に定める。

### （有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、締結の日から3年間とする。ただし、甲と乙は、その間の連携及び協定内容の評価を行い、甲と乙両者の合意により更新することができる。

### （協定の解消）

第5条 甲と乙は、この協定を解消しようとするときは、協定を解消しようとする日の6月前までに、書面により相手方にその旨を通知しなければならない。

### （協定の効力）

第6条 この協定締結後、甲又は乙の事情変更により、改称等があった場合においても、当該機関が同一性を有する限り、この協定書はなおその効力を有するものとする。

### （その他）

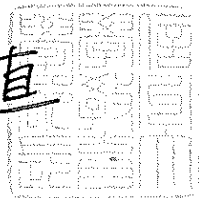
第7条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項について必要が生じたときは、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲と乙それぞれが署名捺印の上、各自その1通を保有する。

平成22年7月25日

（甲） 信州大学教育学部長

平野吉直



（乙） 長野市立長野高等学校長

河面清

